

加盟団体会長 各位

(公財) 足立区体育協会
会長 渡 邊 義 和

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言期間延長における大会・事業等の取り扱いについて (通知)

日ごろより、当協会事業へのご理解・ご協力および足立区のスポーツ振興へのご尽力を賜り誠にありがとうございます。
さて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言期間が延長されました。すでにお知らせしている「足立区および
体育協会主催大会の開催について (3 足体協発第 5 7 号)」のとおり、緊急事態宣言期間中に予定されている区民
大会等につきましては中止するとともに、そのほかの事業等につきましても下記のとおり取り扱い願います。

記

1 緊急事態宣言期間中の大会・事業等の取り扱い

(1) 体育協会主催・共催の大会・事業等

緊急事態宣言中は中止とします。

足立区民体育大会、都民体育大会足立区予選会、ジュニアスポーツ大会、ジュニア育成地域推進事業

(2) 各加盟団体主催の大会・事業等

緊急事態宣言中は自粛を要請します。

健康維持のための運動・スポーツが必要とされていることから、完全に活動を禁止するものではありません。ただし感
染リスクを抑えるために週 1 回程度までとしてください。活動する際には区や体育協会の感染症拡大防止ガイドライ
ンおよび施設の使用条件を順守してください。

また、区や体育協会に何件もの連絡が入っていますが、**活動後などのグループでの飲食は特に感染リスクが高く
なりますので、厳に慎んでください。**

- 区ガイドライン 【URL】 <https://www.city.adachi.tokyo.jp/pickup/stopcovid19.html#p3>
- 体育協会ガイドライン【URL】 https://adachi-sports.or.jp/topix/covid_19_guideline/

【体育協会ガイドラインの抜粋】

ア マスク等の準備

- 運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断に任せるが、受付・着替え等の運動・スポーツを行って
いない間、特に会話をする時には、マスクを着用すること。(休憩時、トイレ利用時も)
- 【屋外施設】気温・湿度が高い中でのマスク着用は熱中症のリスクを高めるため、人と十分な距離 (2 m
以上) を確保できる場合には、適宜マスクをはずすこと

イ スポーツをする際の一般的な留意点

- 石鹸やハンドソープでこまめな手洗い (30 秒以上)、濃度 70% 以上のアルコール消毒液等による手
指消毒を行うこと
- 走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのでは
なく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- スポーツ中に唾や痰をかくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと【マイタオルの持参推奨】
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと

次ページへ続く

2 対象期間

令和3年6月1日から緊急事態宣言の解除まで

3 区施設等の使用制限等

国、東京都の要請内容によっては、区施設の利用制限があります。区のホームページなどでご確認ください

(1) 学校開放…区ホームページ「学校開放」

【URL】 <https://www.city.adachi.tokyo.jp/sports/chiikibunka/sports/gakkokaiho.html>

(2) 区スポーツ施設等…区ホームページ「新型コロナウイルス感染拡大に伴うスポーツ施設の貸出について」

【URL】 <https://www.city.adachi.tokyo.jp/sports/kashidashi.html>

4 感染症対策の徹底

自主的な活動については強制的な制限をすることはできませんが、緊急事態宣言期間中であることをよく考え、感染防止対策を徹底し施設の使用条件を順守したうえで、近隣住民や他団体からの誤解を招かぬよう、十分に配慮した行動をとってください。

加盟団体の事業か否かにかかわらず、日常生活においても引き続きマスクの着用、検温、手洗い及び換気などの感染症対策の徹底をお願いします。複数人における飲食店での会食も、厳に慎むようお願いします。

5 問い合わせ

足立区体育協会事務局 電話 03-3880-5916